理事長・学長となる者の要件

【法上の規定】地方独立行政法人法第71条第6号(抜粋)

6 第三項に規定する学長となる理事長の選考及び前項に規定する学長を別に任命する大学の学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから行わなければならない。

【特に学長として期待される要件】

- 1 教育研究活動について将来性を展望でき、優れた判断力を持つ人物
- 2 大学改革について実行力のある人物
- 3 大学構成員の幅広い支持・信頼が得られる人物
- 4 学内教員の中から中間管理職(学部長・研究科長など)人材を育成でき人物
- 5 対外的に大学の教育研究のポリシーを普及・啓発し、利害を調整できる人物

【特に理事長として期待される要件】

- 1 大学運営において、優れた経営能力・判断力を有する人物
- 2 組織の戦略を普及・啓発できる調整力と説得力を持つ人物
- 3 構成員(教職員)を目標に向かって動機付けることのできる人物

【とりわけ現在の大阪市立大学に求められる要件】

- ・大阪における公立大学のビジョンを描ける人物
- ・府立大学との統合に向けて具体的な検討作業中であることを踏まえ、これに関する経験・ 実績を含めて、大学等の組織運営についての経験・実績があること
- ・これまでの市立大学が培ってきた歴史、伝統を踏まえ、大学統合の意義を理解し、大学の ブランドを維持させながら、円滑に新大学へ継承・反映できる人物
- ・新大学の受験生・保護者や、市立大学の在学生・保護者・卒業生・組合・議会へ説明責任を果たせる人物
- 人材育成力、人材発見力に卓越した人物